

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布について（通知）

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第5号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第6号）が別紙のとおり公布され、平成27年4月1日から施行することとされたところである。その趣旨及び主な内容等について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 省令の趣旨

障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論等を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「サービス指定基準」という。）及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省告示第15号。以下「指定通所基準」という。）

の一部を改正するもの。

2 主な内容

一 サービス指定基準の一部改正

- (1) 基準該当生活介護及び基準該当短期入所の対象拡大について
介護保険制度の看護小規模多機能型居宅介護事業所で提供されるサービスについても、基準該当生活介護及び基準該当短期入所とみなす対象とする。
- (2) 病院の敷地内における指定共同生活援助の事業等の経過的特例について
「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」の取りまとめを踏まえ、平成 36 年度末までの間、一定の条件を満たす場合に、精神病床の削減を行った場合の病院の敷地内において指定共同生活援助の事業等を行うことができる特例を設ける。
- (3) 指定共同生活援助事業所において居宅介護等を利用する場合の特例について
指定共同生活援助事業所の利用者のうち一定の状態にあるものについては、当該事業所の従業者以外の者が行う居宅介護等を利用することを経過的に認めているが、この経過措置の期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長する。

二 指定通所基準の一部改正

- (1) 指定児童発達支援の運営に関する基準について
児童発達支援センターが、相談に応じ援助を行う対象に、障害児本人や障害児が通う施設（保育園や幼稚園等）を加える。
- (2) 基準該当児童発達支援の対象拡大について
介護保険制度の看護小規模多機能型居宅介護事業所で提供される通いサービスについても、基準該当児童発達支援とみなす対象とする。
- (3) 指定放課後等デイサービスの従業者の員数及び利用定員について
指定放課後等デイサービスの事業を行うに当たって置くべき従業者及び員数並びに利用定員について、指定児童発達支援の規定を参考に主として重症心身障害児を通わせる場合についての規定を追加する。

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日